

公立大学法人横浜市立大学附属病院先進医療推進センター  
再生細胞治療センター運営要綱

(趣旨)

第1条 附属病院先進医療推進センターに設置する再生細胞治療センターの運営に関して公立大学法人横浜市立大学附属病院先進医療推進センター（以下「先進センター」という。）設置規程第4条に定めるもののほか、本運営要綱にて必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 再生細胞治療センターは、再生医療や細胞治療などの高度で先進的な医療を提供することで地域における医療水準の向上と健康増進を図ることを目的として、次の業務を遂行する。

- (1) 再生医療と細胞治療に関すること。
- (2) 細胞調製に対する安全管理に関すること。
- (3) 外部との共同研究に関すること。
- (4) その他再生細胞治療センターに関すること。

(職員および職務)

第3条 再生細胞治療センターに、次の職員を置く。

- (1) 室長（管理責任者）
- (2) 副室長（管理者）

2 室長は先進センター長の命を受け、再生細胞治療センターの管理運営を行い、附属病院輸血・細胞治療部の部長をもって充てる。

3 副室長は室長を補佐し、附属病院に属する教員もしくは技術職員で先進センター長が任命する。

(運営委員会)

第4条 再生細胞治療センターの円滑かつ適切な運営をはかるため、再生細胞治療センター運営委員会を置く。

(外部評価委員会)

第5条 再生細胞治療センターの運営に係る客観性・公平性を担保し、医療水準の更なる向上を図るため、学外有識者による外部評価委員会を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、再生細胞治療センターの運営に関し必要な事項は室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。